

令和5年(ワ)第6275号 国家賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 国

答 弁 書

令和5年5月11日

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所は別紙のとおり)

部 付 稲 玉

法 務 事 務 官 岡 田 健

〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館13階

東京矯正管区第二部成人矯正第一課

法 務 事 務 官 古 瀧 孝

法 務 事 務 官 五十嵐 雅 子

法 務 事 務 官 内 城

〒196-0035 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番9号

東日本成人矯正医療センター処遇部処遇部門

法務事務官 齋藤了

法務事務官 大立浩司

法務事務官 福田浩

法務事務官 望月裕

法務事務官 齊藤泰

〒350-1162 埼玉県川越市南大塚六丁目40番地1

川越少年刑務所処遇部処遇部門

法務事務官 足立誉

法務事務官 長山貴尚

法務事務官 後藤真

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号

さいたま拘置支所処遇部門

法務事務官 松村将

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と
を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

民事訟務部門 岡田宛て

電話 03-5213-1291

FAX 03-3515-7308